

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 6 回 会 議 議 事 録

令和 4 年 2 月 24 日
愛知県水産会館 5 階 大会議室

日 時	令和4年2月24日（木）午前10時30分から午前10時50分まで			
場 所	愛知県水産会館5階 大会議室			
議 題	第1号議案	しらす機船船びき網漁業の操業区域に関する陳情書について（協議）		
	第2号議案	くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）		
	第3号議案	角建網漁業、つば網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について（指示）		
	報告事項1	漁業権における資源管理の状況等の報告について		
	報告事項2	漁業に関する協定について		
出 席 委 員	山下三千男	黒田 勝春	稲垣 芳樹	鈴木 惣和
	山本 昌弘	中根 静夫	吉武 正康	小林 俊雄
	榊原 満男	鈴木 輝明	小林 清和	山下 金次
	岩田 靖宏	吉田 和広（途中から出席）		
事 務 局 職 員			書 記 長	服部 嘉文
			主 査	柘植朝太郎
			非常勤職員	田中紀代子
農 業 水 産 局	水 産 振 興 監			岡田 元
	水 産 課	課 長		岡本 俊治
	〃	担当課長		中村健太郎
	〃	担当課長		柴田 晋作
	〃	課長補佐		原 保
	〃	主 任		今井 彰彦
	〃	課長補佐		堀木 清貴

	”	主 任	市來 亮祐
	”	技 師	和地 柚貴
陳 情 者	愛知県しらす・いかなご船びき網連合会		
		会 長	高塚 武史
		事務局長	石橋 光輝

事務局（服部）	定刻となりましたので始めさせていただきます。 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。 資料は会議次第、配席図、第1号議案から第3号議案、報告事項の1、2の以上7種類でございます。過不足等はありませんでしょうか。 〔資 料 確 認〕 それでは、ただ今から第6回愛知海区漁業調整委員会会議を開催いたします。 最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。
会長（山下三千男）	皆さんおはようございます。 第6回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただき御礼申し上げます。 本日は、議案3件と報告事項2件が上程されております。委員の皆様には円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いし、挨拶とさせていただきます。
事務局（服部）	ありがとうございました。それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。
水 産 振 興 監	皆様おはようございます。第6回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様方には、大変お忙しい中、またお寒い中御出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃は本県の水産振興に御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。 さて、中国北京で行われておりました冬季オリンピックも無事終

	わったところでございますが、オミクロン株の蔓延につきましては、まだまだ続いているということで、本日も漁連さんの会議室をお借りしまして開催することとなりました。すでに委員の皆様方におかれましては3回目のワクチンを接種された方もいらっしゃるかと伺っております。そろそろ収束に向かってもらいたいと祈念しております。 また、燃油高騰につきましても、ウクライナ情勢の影響もありまして、なかなか先行きが不透明という事態になっております。今年度は、県の補正予算で燃油高騰対策支援を行っておりますが、漁業者の皆様方には、国の燃油セーフティーネットの制度がございますので、今一度そちらの御活用を組合員さんにも御推進いただくようお願い申し上げます。 本日は、会長の御挨拶にもありましたように、議案3件、報告事項2件と伺っております。委員の皆様には、慎重審議をお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局（服部）	ありがとうございました。 本日は定員15名のうち、13名の御出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立いたしました。 それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、山下会長に議長をお願いいたします。
会長（山下三千男）	私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、鈴木輝明委員、小林清和委員をお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。 第1号議案の「しらす機船船びき網漁業の操業区域に関する陳情書について」事務局から説明をお願いします。

事務局（服部）	第1号議案「しらす機船船びき網漁業の操業区域に関する陳情書について」御説明させていただきます。 お手元の資料、第1号議案の表紙をおめくりください。 令和3年12月24日付けで、愛知県しらす・いかなご船びき網連合会会長高塚武史様から当委員会に対しまして、お手元に配付しております写しのとおり、しらす機船船びき網漁業の操業区域に関する陳情書の提出がございました。 つきましては、本件陳情書に対する当委員会としての取扱いについて御審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
会長（山下三千男）	この件につきましては、陳情団体の高塚会長さんと石橋さんから委員の皆様へ直接お願いをしたいという申し出がございました。今、別室に来ておられますので、当委員会への出席を許可することとしてよろしいか。
委員（多数）	（異議なし）
会長（山下三千男）	異議なしの声がございましたので、これを認めることといたします。 （高塚会長、石橋事務局長 入室） それでは、陳情案件について御説明ください。
陳情者（石橋）	よろしくお願いいたします。 愛知県しらす・いかなご船びき網連合会の石橋でございます。 平素より、私たち愛知県しらす・いかなご船びき網連合会に対しまして、深い御理解と特別なご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。 この度、当連合会におきまして、しらす機船船びき網漁業の操業区域につきまして種々協議しました結果、健全な漁業経営を図るた

め、次の事項を陳情いたします。

この内容につきまして、私の方から御説明させていただきます。

しらす機船船びき網漁業の操業区域について、右下の図のとおり、三河湾のうち、尾張大磯灯標と立馬埼灯台を結んだ直線以南、立馬埼灯台と尾張野島灯台を結んだ直線以北の区域を拡張してくださいようお願いするものでございます。

私たち、愛知県しらす・いかなご船びき網連合会は、渥美外海と伊勢湾を主漁場として、現在約 100 統が操業を行っております。

私たちは、しらす機船船びき網漁業の経営安定を図るため、平成 11 年、12 年の 2 か年に 37 統の減船を実施しました。また、平成 23 年には資源管理計画を策定しており、毎月第 2 土曜日・第 4 土曜日、並びに 2 月を休漁とする資源管理措置に取り組んでおります。さらに、平成 28 年には、水産生物の稚魚が生息する重要な海域である干潟や浅場を公的な措置により保護できるよう、新たに伊勢湾沿岸を禁漁区とするよう陳情し、現在の操業区域に反映されているところ です。

これらの結果、漁獲量は安定の方向に向かっておりますが、燃油高騰などもあり、経営は依然として厳しい状況が続いております。

拡張区域の周辺には安定して魚群が分布していることが分かっており、操業区域が拡張されれば、漁獲量の増加に加えて、漁場への移動距離が短縮されることに伴う燃料費削減など、漁業経営は大きく改善することが期待されます。

つきましては、しらす資源の有効利用と漁業経営の安定を図るため、操業区域を下の図のとおり拡張していただきますようお願いいたします。

私たちは、三河湾を利用する本県漁業者との共存共栄が図れるよう十分調整を行うとともに水産資源の保護にも配慮し、秩序ある操業を行っていく所存ですので、以上のような事情を御賢察いただきまして、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

陳情者（高塚会長）	よろしくお願いいたします。
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 ただ今、陳情者から御説明がありましたが、これに対し御質問等はございますか。 質問もないようですので、高塚会長さんと石橋さんは退室を願います。ありがとうございました。 （高塚会長、石橋事務局 退室） この件につきまして、何か御質問等はございますか。
委員（黒田）	三河湾は三河まめと操業区域が重複しますが、僅かであり影響はないと思います。
委員（吉武）	渥美地区も、漁業権と地区は被りますが、同意書も出ており秩序ある操業を行うということなので良いのではないのでしょうか。
会長（山下三千男）	ありがとうございました。他に何かございませんか。 では、質問もないようですので、陳情書の取扱いについて採決することに御意義はございませんか。
委員（多数）	（異議なし）
会長（山下三千男）	異議なしの声がありましたので、採決いたします。陳情書の趣旨が満たされるよう委員会として県に意見することに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	（挙手全員）
会長（山下三千男）	ありがとうございました。

挙手全員と認め、第1号議案「しらす機船船びき網漁業の操業区域に関する陳情書について」は陳情書の主旨が満たされるよう県に意見することといたします。

次に第2号議案の「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」水産課から説明をお願いします。

水産課（今井）

「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」説明をさせていただきます。

漁業法第16条第1項に基づき、知事管理漁獲可能量を設定するにあたっては、同条第2項で海区漁業調整員会に意見を聞くこととなっております。

今回は、特定水産資源のくろまぐろの小型魚、くろまぐろの大型魚及びするめいかに関して諮問させていただくものです。

最初に、諮問文を朗読させていただきます。資料の1ページを御覧ください。

[諮 問 文 朗 読]

続きまして、資料の2ページを御覧ください。

令和4管理年度である令和4年4月1日から令和5年3月31日までの知事管理漁獲可能量は、1の「くろまぐろ（小型魚）」、2の「くろまぐろ（大型魚）」については、本県はくろまぐろを専獲する漁業がないことから、令和3管理年度と同様、混獲管理用の最小数量が国から配分されたため、本県の漁業に小型魚は「0.1トン」、大型魚は「1.0トン」を設定しております。

3の「するめいか」については、本県の漁獲量は漁獲シェア上位8割に入らないことから、令和3管理年度と同様、「現行水準」が国から配分されたため、本県の漁業に「現行水準」を設定しており

	ます。この「現行水準」は、漁獲努力量を現状以下に抑えることにより、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理を行うものとなります。 なお、3 ページ目は参考として漁業法条文の抜粋を載せております。また、4 ページ目からは国からの各県への配分数量を示す、くろまぐろの都道府県別漁獲可能量、10 ページ目からはするめいかの都道府県別漁獲可能量の資料を添付しております。 内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会の御承認をいただきましたら、漁業法第16条第3項に基づき、水産庁へ承認申請をすることになります。 また、水産庁の承認後は、県公報での告示となりますが、その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、県法規担当との協議結果に従うとの御了解を併せてお願いいたしまして、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。 (吉田委員入室)
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。
委員（山本）	遊漁者の大型のくろまぐろについてですが、漁業者の場合は市場に揚げて管理が出来るが、遊漁者の場合は、どのように管理するのでしょうか。
水産課（原）	遊漁者につきましては、水産庁へ報告をすることになっております。現在、大型魚は採捕禁止になっておりまして、広域漁業調整委員会の方から委員会指示が出ております。
会長（山下三千男）	他に何かありませんか。よろしいですか。質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。

委員（多数）	（異 議 な し）
会長（山下三千男）	異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、第2号議案「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」は原案どおり適当と認めることといたします。 次に第3号議案の「角建網漁業、つば網漁業その他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。
事務局（柘植）	第3号議案「角建網漁業、つば網漁業その他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示」について御説明いたします。 資料の2ページから3ページを御覧ください。こちらが現在発動中の委員会指示でございます。 本県の角建網漁業やつば網漁業等の漁具を定置して行う漁業は、稚魚の生息場でもある沿岸域で営まれております。この様な海域で細かな目合いの漁具を用いた場合、稚魚の混獲が危惧されることから当該委員会指示を発動しており、今後も継続してまいりたいと考えております。 次に資料1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。内容につきましては、現行の指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで1年間更新するものでございます。 それでは指示案を朗読いたします。

	[指 示 案 朗 読] 本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報への登載日は3月29日を予定しております。 なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので御了承願います。 以上でございます。御審議よろしく願いいたします。
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 な し）
会長（山下三千男）	異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「角建網漁業、つば網漁業その他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する委員会指示について」は原案通り適当と認めることといたします。 次に報告事項1の「漁業権における資源管理の状況等の報告について」水産課から説明をお願いします。
水産課（柘植）	報告事項1「漁業権における資源管理の状況等の報告について」

御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

1、制度の概要について御説明いたします。先般の漁業法の改正により、漁業権者は漁業権における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を、一年に一回以上、知事の定める日までに知事に報告しなければならないこととなりました。

その報告の項目も定められておりまして、その内容といたしましては、

一、漁業権の種類及び免許番号

二、報告の対象となる期間

三、資源管理に関する取組の実施状況

四、操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況

五、団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使状況

六、その他必要な事項でございます。

また、知事は、海区漁業調整委員会に対し、漁業権者から報告があったこれらの項目に関して意見を付して、一年に一回以上報告をすることが必要となり、漁業権が「適切かつ有効に活用されていない」場合は、海区委員会の意見を聴いて指導・勧告を行うこととされました。

これらのことを定めた関係法令につきましては、2ページに参考として掲載しております。

このため、今回の委員会において、2、資源管理の状況等及び県からの意見について報告させていただきます。

まず、報告の対象とした期間でございますが、共同漁業権については、令和2年1月1日から令和2年12月31日まで、区画漁業権のノリ、ワカメ養殖につきましては、令和2年8月1日から令和3年5月31日まで、区画漁業権のその他のものにつきましては、令和2年1月1日から令和2年12月31日までとしました。

また、報告の期限につきましては、すべての漁業権につきまして令和3年8月31日とし、この日までに県へ報告するように漁業権

者に依頼しました。その結果、全漁業権者から期限内に御報告がございました。

この報告内容により、「資源管理に関する取組」、「漁場の活用状況」及び「組合員行使権者の数及び組合員行使状況」を評価し、漁業権が「適切かつ有効に活用」されているか否かを水産庁が作成した「海面利用制度等に関するガイドライン」を基に判断いたしました。その結果を、共同漁業権は3から4ページ、区画漁業権は5ページに掲載いたしました。

まず、3ページを御覧ください。表の見方について御説明いたします。表は左から「漁業権番号」「漁業権者」「資源管理に関する取組状況についての判断結果」こちらは、取組んでいる場合は○、取組んでいない場合は×と記載しております。

続いて、「漁場の活用状況の判断結果」で、こちらは活用されている場合は○、未活用の場合は×、活用実態はないものの合理的な理由が付されているものは○の隣に※印を記載しております。

次に「組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使状況の判断結果」でございます。こちらは行使されている場合は○、未行使の場合は×、行使者はいないが合理的な理由が付されている場合は○の隣に※印を記載しております。

これらを踏まえて適切かつ有効に活用されているかの判断となりますが、こちらは適切かつ有効に活用されている場合は○、指導の必要がある場合は×と記載しております。

それでは結果について御説明いたします。改めてになりますが、共同漁業権については3から4ページ、区画漁業権については5ページに掲載してございます。

まず、「資源管理に関する取組」につきましては、すべての共同漁業権において、漁業権行使規則の遵守や、漁具漁法の制限や種苗放流の実施、区画漁業権においては漁場改善計画の履行等がございました。漁業権に関する漁場紛争等の発生は確認はされておられません。また、アサリやナマコ、アワビといった定着性水産動物の種苗放流のほかに、一部では魚類の放流も実施されていることが確認さ

れておりまして、漁場改善計画については、県資源管理協議会において履行が確認されているということから、すべての漁業権において資源管理に対する取組が適切に行われていると判断されました。

また「漁場の活用状況」及び「組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使状況」については、行使権の行使者が少なく、漁場活用が少ない漁業権もございましたが、そういった漁業権は、漁獲量が少ないため休漁中である、主たる行使者が病気療養中である、冬季の栄養塩不足等でなかなか漁業が成り立たない等、水産庁が作成した海面利用制度等に関するガイドラインにも例示されている合理的理由により、行使実績が少ないものでありました。

これを踏まえまして、すべての漁業権において組合員により漁場が十分に活用されていると判断されました。

これらのことから、県内の全ての漁業権が「適切かつ有効に活用されている」と判断いたしました。

報告は以上でございます。

会長（山下三千男）

ありがとうございました。ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、次に報告事項２の「漁業に関する協定について」水産課から説明をお願いします。

水産課（市来）

報告事項２「漁業に関する協定について」報告いたします。

愛知県と三重県とで締結した「漁業に関する協定」の規定に基づき、漁業秩序の確立と水産資源の保存及び合理的利用並びに両県間の友好協力関係の構築の推進を目的として、両県漁業者間協議を実施しております。

表紙をめくっていただき、資料１ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止の観点から、三重県から昨年に引き続き本年度も対面での会議を中止する申し入れがありました。これを受け、本県漁業者団体からの資料送付により、適用海域における情報共有を図りました。

会長（山下三千男）	ページをめくりまして、資料２ページ及び３ページは、愛知県外海底びき網漁業協会からの資料送付の鑑文写しとなります。 資料４ページをご覧ください。資料にございますとおり、三重県さし網敷設位置の両県の連絡体制を確認しました。 ページをめくりまして、５ページをご覧ください。愛知県外底漁船の操業秩序遵守状況についての資料となります。前回情報交換・共有をいたしました令和２年１２月１５日以降、違反操業及び漁具被害の発生はなかったこと、秩序維持徹底の会議を２回開催したことを報告いたしました。 以上で「漁業に関する協定について」の報告を終わらせていただきます。 ありがとうございます。 ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、以上で本日予定の議題はすべて終了しました。 これをもって第６回委員会を終了します。委員の皆様方、お疲れ様でした。
------------------	--

議 長

委 員

委 員